

## 車椅子専用住宅から一般向住宅への住み替え実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第5条第7号の規定に基づき、車椅子専用住宅に居住している車椅子を使用している者が死亡又は転出等の事由により、車椅子専用住宅への入居者資格を失った入居者（以下「対象者」という。）に対し、一般市営住宅への円滑な住み替えを図るため必要な事項を定めることにより、車椅子専用住宅を本来の目的に沿った利用に供することを目的とする。

### (住宅の斡旋)

第2条 対象者に対する住宅の斡旋は、原則同一団地若しくは近隣団地の同一水準の住宅とし、対象者の世帯人数及び収入等を勘案して行うものとする。

### (入居者の決定)

第3条 市長は、対象者が前項に規定する斡旋住宅への住み替えを希望する場合、当該対象者を住み替え入居決定者（以下「決定者」という。）とし、当該決定者に対し通知するものとする。

2 市長は、対象者が現に居住する住宅の明渡し請求を受けているとき又は条例第46条第1項（第5号を除く。）のいずれかに該当するときは、前項に規定する決定をしてはならない。決定後に当該事由が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

### (入居の手続き)

第4条 条例第17条、西宮市住宅等募集要綱第9条の規定は、決定者に係る入居の手続きについて準用する。

2 決定者が斡旋住宅の鍵を受領した時は、当該住み替えについて辞退することはできず、現に居住する車椅子専用住宅から当該斡旋住宅に速やかに住み替えしなければならない。

### (退去の手続き)

第5条 西宮市営住宅住み替え実施要綱第14条の規定は、決定者に係る車椅子専用住宅の退去手続きについて準用する。

### (移転費用)

第6条 移転に伴う諸費用は、決定者の負担とする。ただし、平成18年10月募集以前に入居した決定者が移転を行った場合の移転料はこの限りでない。

2 西宮市営住宅建替事業等実施要綱第14条及び第15条の規定は、前項ただし書の移転料について準用する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるほか必要な事項は、住宅部長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から実施する。